

国際観光旅客税法案新旧対照表

改正案

現

行

附則

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

(目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という。)を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、消費税法(昭和六十三年法律第八号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、国際観光旅客税法(平成三十年法律第 号)、揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)、地方揮発油税法(昭和三十年法律第四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)及び石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の特例を設けることを目的とする。

(国際観光旅客税法の特例)

第九条 合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族の本邦からの出国のうち、政令で定めるところにより合衆国軍隊の用務を遂行するために必要なものであることを明らかにして締結された運送契約によるものについては、国際観光旅客税を免除する。

2 前項の運送契約を締結した国際観光旅客税法第二条第一項第四号に規

(目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という。)を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、消費税法(昭和六十三年法律第八号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)、地方揮発油税法(昭和三十年法律第四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)及び石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の特例を設けることを目的とする。

第九条 削除

定する国際旅客運送事業を営む者は、政令で定めるところにより、当該運送契約が前項に規定する政令で定めるところにより締結されたものであることを証する書類を保存しなければならない。

(関税法の一部改正)

第七条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

(徴収権の消滅時効)

第十四条の二 省 略

2 国税通則法第七十二条第二項(国税の徴収権の消滅時効)及び第七十三条(第三項第四号を除く。)(時効の中断及び停止)の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税の第三十五条第二項第二号(申告納税方式による国税等の納付)」とあるのは「関税の関税法第九条第二項(申告納税方式による関税等の納付)」と、同項第二号中「重加算税(第六十八条第一項、第二項又は第四項(同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税に限る。)」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第三項本文中「国税」とあるのは「関税」と、「若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税に係る」とあるのは「に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第五項(更正、決定等の期間制限)に規定する法定納期限等(同条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日。以下この項において「法定納期限」という。)」と、同項ただし書中「国税」とあるのは「関税」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告(関税法第七条の十四第一項第一号(修正申告)に規定する納税申告をいう。)(に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等(加算税に係る賦課決定を除く

(徴収権の消滅時効)

第十四条の二 同上

2 国税通則法第七十二条第二項(国税の徴収権の消滅時効)及び第七十三条(第三項第四号を除く。)(時効の中断及び停止)の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号(更正又は決定による納付)」とあるのは「関税法第九条第二項(申告納税方式による関税等の納付)」と、同項第二号中「重加算税(第六十八条第一項、第二項又は第四項(同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税に限る。)」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第三項本文中「国税」とあるのは「関税」と、「若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税に係る」とあるのは「に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第五項(更正、決定等の期間制限)に規定する法定納期限等(同条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日。以下この項において「法定納期限」という。)」と、同項ただし書中「国税」とあるのは「関税」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告(関税法第七条の十四第一項第一号(修正申告)に規定する納税申告をいう。)(に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等(加算税に係る賦課

。「とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 省略

（輸入者に対する調査の事前通知等）

第一百五条の二 国税通則法第七十四条の九（第三項、第五項及び第六項を除く。）から第七十四条の十一（第四項及び第五項を除く。）まで（納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国税通則法の規定				読み替えられる字句	読み替える字句
第七十四条の九第一項	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略

決定を除く。）」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 同上

（輸入者に対する調査の事前通知等）

第一百五条の二 同上

読み替える国税通則法の規定				読み替えられる字句	読み替える字句
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

第七十四條の十一第一項	第七十四條の十						第七十四條の九第二項					
	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うもの又は国際観光旅客税について行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）	
更正決定等（第三十	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	調査	
更正、決定又は賦課	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略		

第七十四條の十一第一項	同上						同上		同上			
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）	
更正決定等（第三十	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		

第七十四条の十一第二項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）を含む。以下この条において同じ。）	決定（以下この条において「更正決定等」という。）
	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
第七十四条の十一第三項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
第七十四条の十一第六項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
	省略	期限後申告書の提出若しくは源泉徴収等による国税の納付	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	関税法第七条の四第二項に規定する期限後特例申告書の提出

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第八条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号）の一

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）を含む。以下この条において同じ。）
同上	期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

部を次のように改正する。

(目的)

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、消費税法(昭和六十三年法律第八号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、国際観光旅客税法(平成三十年法律第七号)、揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)、地方揮発油税法(昭和三十年法律第四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)、石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税定率法(明治四十四年法律第五十四号)、とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)、特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)、酒税法(昭和二十八年法律第六号)、たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)、たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)、塩事業法(平成八年法律第三十九号)及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の特例を設けることを目的とする。

(所得税法等の特例)

第三条 国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機関等、国際連合の軍隊又はその公認調達機関に対する所得税法、相続税法、消費税法、印紙税法、国際観光旅客税法、揮発油税法、地方揮発油税法、石油ガス税法又は石油石炭税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百一号)の規定を準用する。

2 省 略

3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九條第二項(国際観光旅客税法の特例)の規定は、第一項において準用する同条第一項の

(目的)

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、消費税法(昭和六十三年法律第八号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、揮発油税法(昭和三十年法律第五十五号)、地方揮発油税法(昭和三十年法律第四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)、石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)、とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)、特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)、酒税法(昭和二十八年法律第六号)、たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)、たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)、塩事業法(平成八年法律第三十九号)及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の特例を設けることを目的とする。

(所得税法等の特例)

第三条 国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機関等、国際連合の軍隊又はその公認調達機関に対する所得税法、相続税法、消費税法、印紙税法、揮発油税法、地方揮発油税法、石油ガス税法又は石油石炭税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百十一号)の規定を準用する。

2 同 上

運送契約を締結した国際観光旅客税法第二条第一項第四号(定義)に規定する国際旅客運送事業を営む者について準用する。

(租税特別措置法の一部改正)

第九条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則(第一条—第二条の二)
第二章	所得税法の特例
第一節	利子所得及び配当所得(第三条—第九条の九)
第二節	不動産所得及び事業所得
第一款	特別税額控除及び減価償却の特例(第十条—第十九条)
第二款	準備金(第二十条—第二十一条)
第三款	鉱業所得の課税の特例(第二十二條—第二十四条)
第四款	農業所得の課税の特例(第二十四条の二—第二十五条)
第五款	その他の特例(第二十五条の二—第二十八条の四)
第三節	給与所得及び退職所得(第二十九条—第二十九条の四)
第四節	山林所得及び譲渡所得等
第一款	山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)
第二款	長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条—第三十一条の四)
第三款	短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)
第四款	収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条—第三十三条の六)
第五款	特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条—第三十四条の三)
第六款	居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)
第六款の二	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)
第七款	譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)
第七款の二	居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二—第三十六条の五)
第八款	特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特

目次

第一章	同上
第二章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第三節	同上
第四節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第六款	同上
第六款の二	同上
第七款	同上
第七款の二	同上
第八款	同上

例(第三十七条―第三十七条の九の五)

第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一―第三十八条)

第十款 その他の特例(第三十九条―第四十条の三の二)

第四節の二 内部取引に係る課税の特例等(第四十条の三の三・第四十条の三の四)

第四節の三 居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例(第四十条の四―第四十条の六)

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例(第四十条の七―第四十条の九)

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除(第四十一条―第四十一条の三の二)

第六節 その他の特例(第四十一条の四―第四十二条の三)

第三章 法人税法の特例

第一節 中小企業者等の法人税率の特例(第四十二条の三の二)

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例(第四十二条の四―第五十四条)

第二節 準備金等(第五十五条―第五十七条の九)

第三節 鉱業所得の課税の特例(第五十八条・第五十九条)

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(第五十九条の二)

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)

第三節の四 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例(第六十一条)

第四節 認定農地所有適格法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六十一条の三)

第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(第六十二条・第六十二条の二)

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率(第六十二条の三・第六十三条)

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第九款 同上

第十款 同上

第四節の二 同上

第四節の三 同上

第一款 同上

第二款 同上

第五節 同上

第六節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第一節の二 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第三節の三 同上

第三節の四 同上

第四節 同上

第四節の二 同上

第五節 同上

第五節の二 同上

第六節 同上

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十四条―第六十五条の二）
 第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三―第六十五条の五）
 第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除（第六十五条の五の二）
 第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）
 第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七―第六十六条の二）
 第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）
 第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十六条の四―第六十六条の五）
 第七節の三 関連者等に係る利子等の課税の特例
 第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）
 第二款 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十六条の五の二・第六十六条の五の三）
 第七節の四 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例
 第一款 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第六十六条の六―第六十六条の九）
 第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二―第六十六条の九の五）
 第八節 その他の特例（第六十六条の十―第六十八条の七）
 第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）
 第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九―第六十八条の四十二）
 第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三―第六十八条の五十九）
 第十二節 削除
 第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一・第六十八条の六十二）
 第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収

第一款 同上
 第二款 同上
 第二款の二 同上
 第三款 同上
 第四款 同上
 第七節 同上
 第七節の二 同上
 第七節の三 同上
 第一款 同上
 第二款 同上
 第七節の四 同上
 第一款 同上
 第二款 同上
 第八節 同上
 第九節 同上
 第十節 同上
 第十一節 同上
 第十二節 同上
 第十三節 同上
 第十三節の二 同上

- 入金額の課税の特例（第六十八条の六十二の二）
- 第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）
- 第十四節の二 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例（第六十八条の六十三の二）
- 第十五節 連結法人である認定農地所有適格法人等の課税の特例（第六十八条の六十四・第六十八条の六十五）
- 第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）
- 第十七節 連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）
- 第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十八・第六十八条の六十九）
- 第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例
- 第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十一・第六十八条の七十三）
- 第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十四・第六十八条の七十六）
- 第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除（第六十八条の七十六の二）
- 第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八条の七十七）
- 第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の七十八―第六十八条の八十五）
- 第二十節 削除
- 第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八条の八十七）
- 第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十八条の八十八・第六十八条の八十八の二）
- 第二十三節 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例
 - 第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八条の八十九）
 - 第二款 連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十八条の八十九の二・第六十八条の八十九の三）
- 第二十四節 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

- 第十四節 同上
- 第十四節の二 同上
- 第十五節 同上
- 第十六節 同上
- 第十七節 同上
- 第十八節 同上
- 第十九節 同上
- 第一款 同上
- 第二款 同上
- 第二款の二 同上
- 第三款 同上
- 第四款 同上
- 第二十節 同上
- 第二十一節 同上
- 第二十二節 同上
- 第二十三節 同上
- 第一款 同上
- 第二款 同上
- 第二十四節 同上

第一款 連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第六十八條の九十一―第六十八條の九十三）

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（第六十八條の九十三の二―第六十八條の九十三の五）

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八條の九十四―第六十八條の百十一）

第四章 相続税法の特例（第六十九條―第七十條の十三）

第四章の二 地価税法の特例（第七十一條―第七十一條の十七）

第五章 登録免許税法の特例（第七十二條―第八十四條の七）

第六章 消費税法等の特例

第一節 消費税法の特例（第八十五條―第八十六條の六）

第二節 酒税法の特例（第八十七條―第八十七條の八）

第二節の二 たばこ税法の特例（第八十八條―第八十八條の四）

第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例（第八十八條の五―第九十條の三）

第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十條の三の二―第九十條の三の四）

第二款 その他の特例（第九十條の四―第九十條の七）

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十條の八―第九十條の九）

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十條の十―第九十條の十五）

第三節の五 国際観光旅客税法の特例（第九十條の十六）

第四節 印紙税法の特例（第九十一條―第九十二條）

第七章 利子税等の割合の特例（第九十三條―第九十六條）

第八章 雑則（第九十七條―第九十八條）

附則

（趣旨）

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、国際観光旅客税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し

第一款 同上

第二款 同上

第二十五節 同上

第四章 同上

第四章の二 同上

第五章 同上

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第二節の二 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三節の三 同上

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十條の十一―第九十條の十五）

第四節 同上

第七章 同上

第八章 同上

附則

（趣旨）

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税

、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、国際観光旅客税法（平成三十年法律第三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）の特例を設けることについて規定するものとする。

第三節の五 国際観光旅客税法の特例

第九十条の十六 本邦に派遣された外国の大使、公使、領事その他これらに準ずる者（以下この項において「大使等」という。）の本邦からの出国のうち、政令で定めるところにより外交、領事その他の任務を遂行するために必要なものであることを明らかにして締結された運送契約によるものについては、国際観光旅客税を免除する。ただし、外国に派遣された本邦の大使等のその外国からの出国について国際観光旅客税に類似する租税の免除に制限を付する国の大使等については、相互条件による。

2 国賓その他これに準ずる賓客として政令で定めるもの（以下この項において「国賓等」という。）の本邦からの出国のうち、政令で定めるところにより締結された運送契約によるものについては、国際観光旅客税を免除する。ただし、外国に入国した本邦の国賓等に相当する者のその外国からの出国について国際観光旅客税に類似する租税の免除に制限を付する国の国賓等については、相互条件による。

3 前二項の運送契約を締結した国際観光旅客税法第二条第一項第四号に規定する国際旅客運送事業を営む者は、政令で定めるところにより、当該運送契約が前二項に規定する政令で定めるところにより締結されたも

に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）の特例を設けることについて規定するものとする。

のであることを証する書類を保存しなければならない。

(特別還付金の支給)

第九十七条の二 省略

25 省略

24 第三項(第四項において準用する場合を含む。)の特別還付金請求書の提出、第六項の決定、第七項及び第八項の通知、第七項及び第十六項の特別還付金の支払、第十項の加算金、第十二項(第十三項において準用する場合を含む。)(の変更決定請求書の提出、第十四項及び第十六項の通知、第十五項の決定、第二十項の特別還付金の納付、第二十一項の延滞金の納付、第二十二項の延滞金の額、前項の時効その他特別還付金、加算金及び延滞金の端数計算については、国税通則法(第五条、第二十一条、第二十二条、第二十七条から第三十条まで、第三章(第三十四条の二、第三十五条、第三十六条、第三十九条及び第四十四条を除く。)(第四章、第五十六条、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項、第六十条第三項及び第四項、第六十二条、第六十三条、第七十一条第一項(第三号を除く。)(第七十二条第二項及び第三項(同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。)(第七十三条(第三項を除く。)(第七十四条の十四第二項、第五十五条、第六十七条、第九十九条並びに第二百二十条の規定に限る。)(規定及び国税徴収法(第二章(第十一条を除く。)(第三章(第三十二条、第三十五条及び第三十九条に限る。)(第五章、第六章(第一百五十八条を除く。)(第八章及び第九章の規定に限る。)(の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる国税通則法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条第二項		第三十条第一項	
省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略

(特別還付金の支給)

第九十七条の二 同上

25 同上

24 同上

同上		同上	
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

第四十三條第一項		第四十一條及び第四十二條		第四十條		第三十八條第二項		第三十八條第一項		第三十七條第三項		第三十七條第二項		第三十七條第一項		第三十條第三項			
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上					
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第五十六條第二項	第五十六條第一項	第四十六條第二項	第四十六條第一項	第四十三條第五項	第四十三條第三項及び第四項	第四十三條第二項第二号	第四十三條第二項第一号	省略	省略	省略	省略	省略	省略	又は国際観光旅客税
														国際観光旅客税に
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	若しくは国際観光旅客税又は
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	特別還付金に

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第四十三條第二項
																	又は電源開発促進税
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	若しくは電源開発促進税又は特別還付金

第七十一条第一項第二号	第六十二条第二項	第六十二条第一項		第六十条第四項	第六十条第三項	第五十八条第二項第一号及び第二号	第五十七条第二項	第五十七条第一項							
		省略	省略					省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上	同上							
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第七十三條第一項		第七十三條第一項第一号					第七十三條第一項第四号			第七十三條第五項					第七十三條第一項	
省略	省略	省略					省略	省略	省略	省略	国税の第三十五條第二項第二号(申告納税方式による国税等の納付)		省略	省略	省略	
省略	省略	省略					省略	省略	省略	省略	特別還付金の同條第二十項		省略	省略	省略	

同上	同上	同上					同上			同上					同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	国税の第三十五條第二項第二号(更正又は決定による納付)		同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	

(国税徴収法の一部改正)

第十条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 省 略

六 納税者 国税に関する法律の規定により国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第二号(定義)に規定する源泉徴収等による国税を除く。)を納める義務がある者及び当該源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならぬ者をいう。

七・八 省 略

九 滞納者 納税者でその納付すべき国税をその納付の期限(国税通則法第四十七条第一項(納税の猶予の通知等)に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を除く。)までに納付しないものをいう。

十 法定納期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限(次に掲げる国税については、それぞれ次に定める期限又は日)をいう。この場合において、国税通則法第三十八条第二項(繰上請求)に規定する繰上げに係る期限及び所得税法(昭和四十年法律第三十三号)若しくは相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定による延納(第百五十一条の二第一項(換価の猶予の要件等)において「延納」という。)、国税通則法第四十七条第一項に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限は、当該国税を納付すべき期限に含まれないものとする。

イ 国税通則法第三十五条第二項(申告納税方式による国税等の納付)の規定により納付すべき国税 その国税の額をその国税に係る同法第十七条第二項(期限内申告)に規定する期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限

(定義)

第二条 同 上

一 五 同 上

六 納税者 国税に関する法律の規定により国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第二号(定義)に規定する源泉徴収による国税を除く。)を納める義務がある者及び当該源泉徴収による国税を徴収して国に納付しなければならぬ者をいう。

七・八 同 上

九 滞納者 納税者でその納付すべき国税をその納付の期限(国税通則法第四十七条第一項(納税の猶予)に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を除く。)までに納付しないものをいう。

十 同 上

イ 国税通則法第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき国税 その国税の額をその国税に係る同法第十七条第二項(期限内申告書)に規定する期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限

ロ・ハ 省略

二 附帯税又は滞納処分費 その納付又は徴収の基因となる国税を納付すべき期限（当該国税がイからハまでに掲げる国税に該当する場合）には、それぞれ当該国税に係るイからハまでに掲げる期限（地価税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び国税通則法第三十五条第三項に規定する重加算税については、先に到来する期限）又は日）

十一・十二 省略

十三 執行機関 滞納処分を執行する行政機関その他の者（以下「行政機関等」という。）、裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

第十五条 納税者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が国税の法定納期限（次の各号に掲げる国税については、当該各号に定める日とし、当該国税に係る附帯税及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に係る当該各号に定める日とする。以下「法定納期限等」という。）以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。

一・二 省略

三 第二期分の所得税（所得税法第百四条第一項（予定納税額の納付）

（同法第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同項に規定する第二期において納付すべき所得税をいい、同法第百十五条（出国をする場合の予定納税額の納期限の特例）（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税で同法第百四条第一項に規定する第一期において納付すべき所得税の納期限後に納付すべきものを含む。） 当該第一期において納付すべき所得税の納期限

四 相続税法第三十五条第二項（更正及び決定の特例）の規定による更正又は決定により納付すべき税額が確定した相続税又は贈与税 その

ロ・ハ 同上

二 附帯税又は滞納処分費 その納付又は徴収の基因となる国税を納付すべき期限（当該国税がイからハまでに掲げる国税に該当する場合）には、それぞれ当該国税に係るイからハまでに掲げる期限（地価税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び国税通則法第三十五条第三項（過少申告加算税等の納付）に規定する重加算税については、先に到来する期限）又は日）

十一・十二 同上

十三 執行機関 滞納処分を執行する行政機関その他の者（以下「行政機関等」という。）、裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

第十五条 同上

一・二 同上

三 第二期分の所得税（所得税法第百四条第一項（予定納税額の納付）

（同法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同項に規定する第二期において納付すべき所得税をいい、同法第百十五条（出国をする場合の予定納税額の納期限の特例）（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税で同法第百四条第一項に規定する第一期において納付すべき所得税の納期限後に納付すべきものを含む。） 当該第一期において納付すべき所得税の納期限

四 相続税法第三十五条第二項（申告書の提出期限前の決定等）の規定による更正又は決定により納付すべき税額が確定した相続税又は贈与

更正通知書又は決定通知書を發した日

四の二・五 省 略

五の二 国税通則法第十五条第三項第二号から第四号まで及び第六号（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）に掲げる国税（法定納期限以前に納付されたものを除く。）その納税告知書を發した日（納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された国税については、その納付があつた日）

六 第二十四条第二項（譲渡担保権者の物的納税責任）又は第五百九十九条第三項（保全差押え）（国税通則法第三十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により告知し、又は通知した金額の国税これらの規定による告知書又は通知書を發した日

七 相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）の固有の財産から徴収する被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の国税及び相続財産から徴収する相続人の固有の国税（相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた日前にその納付すべき税額が確定したもの（国税通則法第十五条第三項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる国税については、その日前に納税告知書を發したものである。以下この項において同じ。）に限る。）その相続があつた日

八 十 省 略

十一 第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税 第三十二条 第一項（第二次納税義務の通則）又は国税通則法第五十二条第二項（担保の処分）の納付通知書を發した日

254 省 略

（保全差押え）

第五百五十九条 納税義務があると認められる者が不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基づき、国税通則法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定による差押え、記録命令付差押え若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をいい、国税通則法第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収等による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。）後においては当該国税の徴収

税 その更正通知書又は決定通知書を發した日

四の二・五 同 上

五の二 国税通則法第十五条第三項第二号、第三号及び第五号（源泉徴収による国税等）に掲げる国税（法定納期限以前に納付されたものを除く。）その納税告知書を發した日（納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された国税については、その納付があつた日）

六 第二十四条第二項（譲渡担保権者の物的納税責任）又は第五百九十九条第三項（保全差押え）（国税通則法第三十八条第四項（繰上請求）において準用する場合を含む。）の規定により告知し、又は通知した金額の国税 これらの規定による告知書又は通知書を發した日

七 相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）の固有の財産から徴収する被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の国税及び相続財産から徴収する相続人の固有の国税（相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた日前にその納付すべき税額が確定したもの（国税通則法第十五条第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる国税については、その日前に納税告知書を發したものである。以下この項において同じ。）に限る。）その相続があつた日

八 十 同 上

十一 第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税 第三十二条 第一項（第二次納税義務者に対する納付通知）又は国税通則法第五十二条第二項（保証人に対する納付通知）の納付通知書を發した日

254 同 上

（保全差押え）

第五百五十九条 納税義務があると認められる者が不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基づき、国税通則法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定による差押え、記録命令付差押え若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をいい、国税通則法第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。）後においては当該国税の徴収